

## 全国高等学校駅伝競走大会 売店等の設置要項

### 1、趣旨

全国高等学校駅伝競走大会の参加者、一般観覧者等の便宜を図り、併せて、京都府の物を広くPRすることを目的として、大会会場の指定区域内に売店等を設置する。

### 2、設置に関する運營業務、出店者選定基準

- (1) 売店等の選定等の業務は、大会事務局が行い、会場となる施設等の管理者、関係機関及び関係団体との連携を密にし、大会運営に支障がないよう配慮する。
- (2) 出店者の選定基準は、営業経験（申請時に1年以上営業しているもの）、実績等を考慮し、信頼のおける業者を大会事務局が選定する。販売する物品は、大会の趣旨を考慮し、適切なものとする。

### 3、出店募集、申請、選定、許可

- (1) 出店を希望する者は、出店申請書に関係書類を添えて、大会事務局に提出すること。
- (2) 出店者の選定にあたっては、営業経験及び実績が豊富で信頼できること、に留意し、事務局が認めたものに限る。
- (3) 出店許可は、大会事務局が申請内容を審査し、適当と認める場合に許可書を交付する。

### 4、販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

#### (1) 食品

売店で調理、加工を行わない食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品衛生関係法令等に基づく適切な表示がなされている次のものとする。

#### ア 弁当類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、手ふきを添付し、製造所所在地、製造者氏名、消費期限（時間を含む）、食品添加物、アレルギー物質を含む食品の原材料、保存方法及び早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもの。

#### イ パン類（調理パンを除く）及び菓子

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

#### ウ 飲料水類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

## エ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

## オ 土産商品

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

### (2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

### (3) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要と思われる最小限のもの。

## 5、出店の場所、期間、方法

大会事務局が指定する場所、期間、方法（別紙「売店募集申込書」参照）とする。

## 6、経費負担

売店等の設置、管理運営及び撤去等に要する一切の経費は、原則として出店者が負担するものとする。

## 7、遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可書を提示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み等及び拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、大会事務局が特に認めたものはこれを除く。
- (6) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (7) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは、各自で搬出・処理し常に環境美化に努めること。また、販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分すること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の日時については、大会事務局の指示にしたがうこと。
- (13) 天候の悪化等の事情により、大会事務局がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を

出した場合には、その指示に従うこと。

(14) 大会事務局及び施設管理者の指示に従い、大会に支障がないように良識ある売店等の管理運営を実施すること。

#### 8、許可の取り消し

大会事務局は、出店者が、関係法令及びこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不適当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。

#### 9、損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、賠償の責を負うものとする。

#### 10、原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状回復し、大会事務局の検査を受けなければならない。

#### 11、管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、大会事務局は一切その責を負わない。

#### 12、補償

出店者は、天候不良（自然災害含む）など大会事務局が予測出来ない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を大会に請求することはできない。

#### 13、その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、大会事務局が別に定める。要項について疑義や定めのない事項については、大会事務局と関係者が協議のうえ定めるものとする。

平成 30 年 11 月 9 日

全国高等学校駅伝競走大会 大会事務局

全国高等学校駅伝競走大会  
売店募集申込書

売店申請は、「全国高等学校駅伝競走大会 売店等の設置要項」の内容、遵守事項をご理解いただいた上で、下記基準をご確認いただき、別紙申込書を大会事務局へご提出下さい。

【テント設置基準】

1) 大きさ

一店当たりの出店面積は原則として 20 m<sup>2</sup> (2 間×3 間) 以内とする。ただし出店状況等に応じて、大会事務局はこれを調整することができる。また、店舗にふさわしい既存の施設がある場合はその限りではない。

2) 設置場所、期間

大会事務局と協議の上、決定する。

なお、売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもと行い、発生したごみは、各自で搬出・処理し常に環境美化に努めること。また、販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分すること。

3) 経費

売店等の設置、管理運営及び撤去等に要する一切の経費（施設管理者への支払い経費、ゴミ回収経緯含む）は、原則として出店者が負担するものとする。

4) 販売品目

「全国高等学校駅伝競走大会 売店等の設置要項」の 4、販売品目を参照。  
ただし、食品を販売する売店の許可を受けた出店者は、保健所に必要な届出を行うこと。  
食品衛生関係法令の基準に従い、十分に管理すること。

申込先・問い合わせ先

【大会事務局】 全国高等学校駅伝競走大会事務局  
〒530-8251 大阪市北区梅田3-4-5  
毎日新聞社事業部内  
TEL 06-6346-8249/FAX 06-6346-8372

(様式第1号)

平成 30 年 月 日

平成 30 年度

全国高等学校駅伝競走大会事務局 御中

所在地

名称

代表者

印

(電話番号 )

## 平成 30 年度 全国高等学校駅伝競走大会 出店申請書

平成 30 年度全国高等学校駅伝競走大会・大会会場に出店したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1、出店日 平成 30 年 月 日 ( )

2、添付書類

- (1) 申請者の概要
- (2) 販売品目及び価格等一覧
- (3) 出店従業員名簿

(添付書類1)

## 申請者の概要

事業者名 \_\_\_\_\_

1 営業開始年月日	
2 資本金 (法人のみ)	
3 従業員数	
4 営業の種類	
5 取得許可等の種類・番号 (許可を受けているもののみ)	
6 主要営業取扱品目	
7 主要取引先	
8 過去処分等の有無	
9 備考	